



### シリーズ・2019夏季手当のたたかい⑤

# 2019年度夏季手当第2回団体交渉日決まる!



5月31日に申22号「2019年度夏季手当に関する申し入れ」第1回団体交渉が行われました。団体交渉では、組合側より要求の「趣旨説明」を行い、要求に対する満額回答は十二分に可能であり、経営側は労働者への成果配分を実施する責任があることを強く主張しました。

これに対し経営側からは「業績動向」「当社を取り巻く経済動向」「中長期的な課題」等について示されました。

#### <東日本ユニオン・要求趣旨(第1回要旨)>

- 十二分に支払える経営体力と責任があることを基本に理性的かつ自信を持った要求である。
- 昨期末決算は連結・単体決算とも増収増益となり、JR東日本グループに働くすべての社員が収入の確保と経費削減に努めた賜物であり、経営側と現場が一体となって汗した結果である。
- JR労働者への配分は、夏季手当においては2016年度夏季手当から横ばいで、6年連続で基本給改定の実施はあるものの私たちの要求とは乖離があり、決して十分とは言えない。
- 過去最高の業績を上げ続けていることから、組合員・社員は賃金や期末手当回答に大きな期待を寄せていたが、最近では期待から不満、さらには不安へと変わりつつある。

#### <経営側(第1回要旨)>

- ◆今年度の通期見通しが減益であることや将来に向けた設備投資にしっかりと取り組んでいかなければならないことを意識していく必要があると考えている。
- ◆海外経済や政策・金融市場の動向などを引き続き注視すると共に、今秋予定の消費増税の影響にも留意する必要があると認識している。
- ◆これまでの延長線では生き残ることすら容易ではないという危機感を持ち「変革2027」の実現に向け、社員一人ひとりが主役となり新たな挑戦をしていくことが求められている。
- ◆夏季手当の議論については、業績動向に加え中長期的な経営上の課題を踏まえつつ、総合的に判断する必要があると考えている。

# 2019年度夏季手当第2回交渉日 6月6日(木) 13:00~

#### 2019年度夏季手当に関する申し入れ

1. 2019年度夏季手当は「基準内賃金の3.2ヶ月分」とし、6月28日までに支払うこと。
2. 55歳以上の社員(昭和39年4月1日以前生まれ)に、一律5万円の加算をすること。
3. グリーンスタッフの精勤手当に、一律5万円の加算をすること。

## 要求に対する満額回答は十二分に可能だ!!